

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領

(目的)

第1条 この要領は、周南市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため、指名競争入札参加資格を有するもの（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表1各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表1各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、建設工事等の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一つの事案により別表1各号の措置要件の2以上に該当したと

きは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表1各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときはこの限りでない。

(1) 別表1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、別表1各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表1第9号から第21号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号から第21号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表1各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第4条の2の一つに該当する場合にあっては同表1第11号及び第13号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表1各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表1各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第

2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表1第11号又は第13号に該当したとき。それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間又は1.5倍の期間。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表1第11号又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く)、それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間
- (3) 周南市又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(同条第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表1第13号又は第14号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号の規定に該当することとなった場合は除く)。それぞれ当該各号に定める短期に1箇月加算した期間

(指名停止事案の発生報告)

第5条 建設工事等を主管する課等は、有資格業者が、別表1各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、別記第1号様式により市長に報告するものとする。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第4号様式により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 建設工事等を主管する課等は、指名停止の期間中の有資格業者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第8条 建設工事等を主管する課等は、指名停止の期間中の有資格業者が当該主管課の契約に係る建設工事等の全部若しくは一部の下請又は受託するのを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（契約審査会の付議）

第10条 指名停止を決定するに当たっては、あらかじめ周南市契約等審査規程（平成15年周南市規程第22号）第2条の規定により、周南市契約等審査会の審査を経なければならない。

（公表）

第11条 市長は、指名停止を行った場合は、別記第5号様式により、情報公開総合窓口及び周南市ホームページにおいて公表するものとする。

（準用規定）

第12条 前各条までの規定は、周南市が発注する物品の製造の請負、買入れ及び借入れ並びに業務委託（測量及び建設コンサルタント業務等を除く）について準用する。この場合において、本文中、「別表1」とあるのは「別表2」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成17年2月1日から施行する。

- 2 この要領の施行の日前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領第11条の規定は、この要領の施行の日以降に指名停止を行ったものについて適用し、同日前に指名停止を行ったものについてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領第12条の規定は、この要領の施行の日以降に措置要件に該当する事由が生じたものについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に指名停止の措置要件に該当する事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

周 第 号

年 月 日

財政担当部長 様

課

指名停止事案の発生報告について

このことについて、有資格業者が指名停止等措置要領に定める措置要件に該当するものと認められるので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
事案発生日	年 月 日
事案の概要	
指名停止該当条項	
課長の意見	

別記第2号様式(第6条関係)

周 第 号
年 月 日

様

周南市長

指名停止通知について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止業者名	
代表者氏名	
所在地	
指名停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
指名停止の理由	

別記第3号様式(第6条関係)

周 第 号
年 月 日

様

周南市長

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付け周 第 号で指名停止を行ったこのことについては、下記のとおり
当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の指名停止の期間	
変更後の指名停止の期間	
変更の理由	

別記第4号様式(第6条関係)

周 第 号
年 月 日

様

周南市長

指名停止の解除通知について

年 月 日付け周 第 号で指名停止を行ったこのことについては、
年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称

(2) 代表者氏名

(3) 住 所

2 指名停止措置期間 年 月 日～ 年 月 日(箇月間)

3 事 案 の 概 要

4 指名停止措置理由

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間

問い合わせ先

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事（周南市が発注する建設工事等及び発注した建設工事等をいう。以下同じ）の請負契約に係る指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 市工事以外の工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 市工事以外の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2 週間以上 4 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>8 市工事以外の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈 賄)</p> <p>9 次のイ、ロ又はハに掲げる者が周南市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>10 次のイ、ロ又はハに掲げる者が周南市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から</p> <p>8箇月以上 24箇月以内</p> <p>6箇月以上 18箇月以内</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から</p> <p>4箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>2箇月以上 4箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 市工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>12 市工事以外の工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6箇月以上 24箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2箇月以上 24箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 市工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6 箇月以上 2 4 箇月以内</p>
<p>14 市工事以外の工事に関し、役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 3 箇月以上 2 4 箇月以内</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>17 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>20 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。</p> <p>21 市工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4箇月以上 1 2箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4箇月以上 1 2箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>22 市工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>23 市工事以外の工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2箇月以上 9箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>(契約締結拒否)</p> <p>24 市工事の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 3箇月以上 9箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 9箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(入札心得の度重なる不順守)</p> <p>27 次に掲げる、市の定めた入札心得に反する行為を度重ね行うとき。</p> <p>イ 辞退届を定めた方法で提出せずに入札に参加しなかったとき。</p> <p>ロ 入札中に私語やわき見などにより注意を受けたとき。</p> <p>ハ 金額欄に有効な数字の書かれていない入札書を提出したとき。(ただし、「辞退」書かれたものを除く。)</p> <p>ニ その他公平かつ平穏な入札の執行を妨害する行為をしたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から</p> <p>1 箇月以上</p> <p>3 箇月以内</p>

別表2 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市の発注する物品調達等又は業務委託に係る競争入札参加資格審査申請で提出する書類、競争入札に参加する際に提出する書類に虚偽の記載をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(粗雑な委託の履行又は粗雑品の納品)</p> <p>2 市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、過失により物品調達等又は業務委託が粗雑に行われたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 市以外と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託で前号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により物品調達等又は業務委託を粗雑に行った場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、契約に違反し、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2週間以上 4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>6 市以外と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 6箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>7 市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2週間以上 4箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>8 市以外と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>(贈 賄)</p> <p>9 次のイ、ロ又はハに掲げる者が周南市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店もしくは営業所（常時物品調達等又は業務委託の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>10 次のイ、ロ又はハに掲げる者が周南市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から</p> <p>8箇月以上 24箇月以内</p> <p>6箇月以上 18箇月以内</p> <p>4箇月以上 12箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から</p> <p>4箇月以上 9箇月以内</p> <p>2箇月以上 6箇月以内</p> <p>2箇月以上 4箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>11 市が発注する物品調達等又は業務委託に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1項又は第19条の規定に違反し、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>12 市以外が発注する物品調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条第1項又は第19条の規定に違反し、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6箇月以上 24箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 2箇月以上 24箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>13 市が発注する物品調達等又は業務委託に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>14 市以外が発注する物品調達等又は業務委託に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6箇月以上 24箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 3箇月以上 24箇月以内</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。</p> <p>16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。</p> <p>17 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 12箇月以上 24箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 6箇月以上 24箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4箇月以上 12箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4箇月以上 12箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4箇月以上 12箇月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>20 市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。</p> <p>21 市と締結した契約に係る物品調達等又は業務委託の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 4 箇月以上 1 2 箇月以内</p>
22及び23 削除	
<p>(契約締結拒否)</p> <p>24 物品調達等又は業務委託の契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 3 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等又は業務委託の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>(入札心得の度重なる不順守)</p> <p>27 次に掲げる、市の定めた入札心得に反する行為を度重ね行うとき。</p> <p>イ 辞退届を定めた方法で提出せずに入札に参加しなかったとき。</p> <p>ロ 入札中に私語やわき見などにより注意を受けたとき。</p> <p>ハ 金額欄に有効な数字の書かれていない入札書を提出したとき。（ただし、「辞退」と書かれたものを除く。）</p> <p>ニ その他公平かつ平穏な入札の執行を妨害する行為をしたとき。</p>	<p>事実を認定し、指名停止を決定した日から 1 箇月以上 3 箇月以内</p>